

マイシティ ライフ

- 特集 暮らしの達人 入選作品 … 2
- 暮らしの経済
消費生活基本計画の位置づけ …… 4
- すぐに使えるちえぶくろ
ちょっと待って、そんなに必要？
そのカード …………… 5
- 消費生活相談の小窓
契約はよく考えてからにしよう! … 6
- 市民料理教室「京風おせち料理」実施報告
京都の食文化を伝えるためには … 8

My City Life

2006 3月号

No.188

若者向け
パンフレット

『契約ナビ』を発行!!

契約って
何?

悪質商法
~だましの
テクニック~



クーリング・
オフ制度とは?

クレジットって
何だろう?

「契約」と言うと難しく感じますが、コンビニで買物をしたり、電車に乗ったり、レンタルショップでDVDを借りたりなどと、私達の日常生活には、「契約」が満ちあふれています。

このたび、新しく作成した『契約ナビ』では、「『契約』って何だろう?」「悪質商法~だましのテクニック~」「クーリング・オフ制度とは?」「『クレジット』って何だろう?」という構成で、4コマ漫画もまじえながら、十代、二十代の若い方を対象に、契約の成立やそれに伴う義務、悪質商法の手口、クレジットの仕組みなどについてわかりやすく解説しています。

市民生活センターなどで無料配布していますので、ぜひ、御一読ください!!

入手方法等

- ① 市民生活センター、市役所案内所、区役所・支所などで配布しています。
- ② 郵送を御希望の方は、市民生活センターまで御連絡ください。
- ③ 市民生活センターのホームページにも掲載しています。
<http://www.city.kyoto.jp/bunshi/soudan/>

京都市からのお知らせ

ご利用ください

京都市市政情報総合案内コールセンター

京都いつでもコール

朝8:00
▼
夜9:00

年中
無休

市の手続きや制度、イベント、施設などについて、電話・FAX・電子メールで問い合わせができます。



みなここ
TEL 075-661-3755



こようはここ
FAX 075-661-5855

ホームページ

[パソコン] <http://www.city.kyoto.jp/koho/cc/>
[携帯電話] <http://www.city.kyoto.jp/koho/m/cc/>

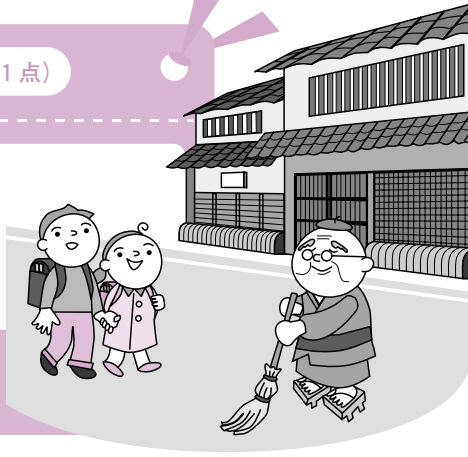
「くらしの達人」入選作品 決定

《子どもの部・標語》

京都市長賞 (小学生1点)

京の町
門はき水うち
きれいだな

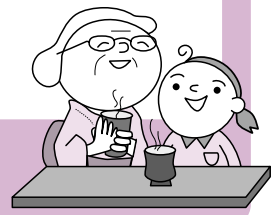
吉久保 智研
高倉小学校 5年



京都市長賞 (中学生1点)

おばあちゃん
孫に教えて
生きる知恵

杉江 美衣子
深草中学校 2年



審査委員長賞 (小学生8点)

冷ぞう庫 確かめてから 買いものへ

谷口 耀子 高倉小学校 5年

商品は 鮮度と値段と産地から

田中 伸暁 高倉小学校 5年

食たくで 笑顔も一つの 栄養素

川口 真穂 西院小学校 6年

ばんごはん、いつもいっぱいわらいごえ。

北川 佳蓮 嵯峨小学校 3年

かどはきで 道も心も ピッカピカ

鈴木 爽加 西院小学校 6年

「もったいない」発信しよう 京都から。

大野 愛理 高倉小学校 5年

遊ぶ前、電気を消して行こうよネ!

黒田 真衣 嵯峨小学校 3年

情報は あなた自身で よりわけて

太田 桃菜 吉祥院小学校 5年



審査委員長賞 (中学生8点)

食たくに 季節のもので 彩を

小西 智子 深草中学校 2年

考えよう 自分の要るもの 要らぬもの

満田 紗生 深草中学校 2年

テレビ消す とたんに笑いが 出る我が家

渡辺華那子 北野中学校 2年

なによりも 楽しい話が かくしあじ

西田 麻衣 深草中学校 1年

磨ぎ水が 静かに流れる 植木鉢

吹田つばさ 向島東中学校 2年

中庭の はこぶすず風 京町屋

大住 太良 深草中学校 2年

消さなくちゃ テレビが一人で しゃべってる

天野 健吾 深草中学校 1年

コンピューター 便利うらには 落とし穴

中橋 佳奈 深草中学校 1年



消 費生活に関する様々な話題を題材に、標語や作文などの作品を募集する「くらしの達人」事業。子どもの部では878名の方から1,498点、一般の部では21名の方から34点の応募があり、京都大学名誉教授 野村秀和氏を審査委員長とする審査会において厳正な選考の結果、入選作品69点を決定しました。(入選者名は敬称略で紹介しています。なお、ここで紹介した作品のほか、子どもの部・奨励賞45点、一般の部・佳作3点が入選しています。募集テーマは、このページの下部に掲載。)

《一般の部・京の知恵袋》

京都市長賞 (1点)

悪質商法ノックアウト

上田 貞子 (左京区・60代)

次の6か条を絶対実行して悪質商法に打ち勝ちます。即ち悪徳業者・商法に

- ① 絶対 近付かない (ウマイ話に乗らない)
- ② 絶対 家に入れない (ドア・チェーンを掛ける)
- ③ 絶対 断る (あいまいな返事をしない)
- ④ 絶対 教えない (個人情報オープンにしない)
- ⑤ 絶対 無視する (身に覚えのない請求は払わない)
- ⑥ 絶対 相談する (市民生活センターへ相談)



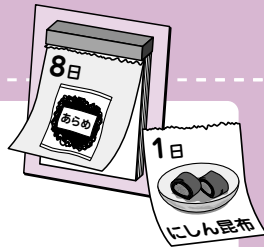
審査委員長賞 (2点)

安全で豊かな食生活について

匿名希望

手作り野菜を利用し、「京都の決まりもん(毎月1日の鯨昆布や8の付く日は荒布等)」を実践した豊かな食生活。約10ヶ月で夫の体重も約10キロ減という、おまけつきの豊かな食生活。

(注：鯨=にしん、荒布=あらめ)



使用済みお茶パックで油ふき

村田 直子 (山科区・20代)

麦茶やウーロン茶等の使用済みお茶パックを水気をしぼって軽く乾かしておきます。油のついたフライパンを洗うまえに、このお茶パックを使ってふきます。水の汚れを少なくできるし、洗うのも楽になります。



| 区分 | 子どもの部 | 一般の部 |
|-----|--|--|
| | くらしの達人 小学生・中学生 標語 大募集 | くらしの達人 京の知恵袋 はがき&メール募集 |
| テーマ | ① 買い物の工夫、お店の工夫 ② たのしい食事、大切な食事 ③ 京都・くらしの知恵 ④ わたしの生活術 ⑤ インターネット利用術 | ① 悪質商法封じ ② 安全で豊かな食生活 ③ 楽しく取り組むエコライフ ④ 情報活用術 ⑤ わが家の生活文化 |

平成17年度は、京都市消費生活条例の基本理念となっている京都固有の生活文化の尊重などを題材として盛り込みながらテーマを設定しました。京都市長賞に選ばれた作品は、子どもの部では小学生・中学生とともに③をテーマとした標語で、伝統ある京都のまちで培われてきた「くらしの知恵」に目を向けた作品でした。一般の部では、①をテーマに、悪質商法から身を守る方法としてよく言われることにアレンジを加えて、分かりやすく覚えやすいよう工夫している作品でした。

消費生活基本計画の位置づけ

新条例は、第2章に、消費生活基本計画を新たに設定しました。旧条例では、本市の責務（第2条）として「消費者の保護に関する基本的かつ総合的な施策を策定し及び実施すること」と規定しましたが、その内容がさらに具体的に強化されたのです。

消費生活施策

基本理念として掲げる7つの消費者権（本誌186号参照）の他に、食の安全・環境への配慮、高度情報通信社会への対応、食文化・始末の文化など京都固有の生活文化の尊重などが、新条例が提起している消費生活施策となります。

消費生活基本計画の性格

新条例第10条第1項は「市長は、消費生活施策を総合的かつ計画的に実施するため、消費者権の実現を図るための基本的な計画を定めなければならない」と規定しています。このように、消費生活基本計画は、消費生活施策を総合的かつ計画的に実施するために策定されるのです。

この計画（変更も含む）は、事業者、事業者団体、消費者、消費者団体の意見を適切に反映させ、策定後速やかに公表し、毎年、その実施状況の公表を市長に求めています。

消費生活審議会の役割

市民意見の聴取や市民への公表に加えて、消費生活基本計画の実効性を高めるために、消費生活基本計画の策定、変更、改正にあたっては、事前に消費生活審議会の意見を聴取すること（第36条、第40条）及び実施状況についての審議会への報告（第10条）が求められており、一般的な市民向け広報による公表だけでなく、審議会での検討によって、消費者行政の総合的かつ計画的な施策の充実を実質的に担保しているのです。





ご存知ですか？

ちょっと待って、そんなに必要？ そのカード



「キャンペーン特典で、
○○プレゼント！
他にもボーナスポイント etc.」



入学や就職、新生活のスタートを迎えるシーズンですね。何かと買い物をする機会が増えますが、お店の特典付きのキャンペーンにつられて、クレジットやキャッシング機能のついたカードを何枚もついたり、あれこれお買い物をする時にクレジットカードをたいて使ってしまうがちなってはいませんか？ ちょっと物入りでお金が必要になったとき、「すぐ返すから大丈夫」と、安易に無人契約機でのカードローンやキャッシングに頼ったりしていませんか？

◎ 便利だけど、注意も必要

カードは確かに便利なのですが、自分の収入に見合わない無計画な利用をすると、返済が困難になり、最悪の場合、借金返済のための借金を重ねた結果、多重債務に陥ってしまう危険もあります。

また、カードにまつわるトラブルとしては、偽のインターネットサイトでカード番号等の個人情報を入力させる「フィッシング」詐欺や、カード情報を盗まれ偽造されてしまう「スキミング」被害、そして最近では、未成年者が親のカードでオンラインゲームや出会い系サイト等を利用し、高額な請求をされてしまうケースも急増しています。



トラブル予防策 その(1)

暗証番号は推測されにくい番号にしましょう。生年月日(生年月日をもとに作った番号を含む)、自宅・勤務先の電話番号、住所の番地や車のナンバーなどは推測されやすく危険です。また、不用意にカード情報を漏らさないこと、利用明細書をこまめにチェックすることなど、不正使用されないようにカード管理することが重要です。

トラブル予防策 その(2)

カードをつくる前に、便利さや特典だけに目を向けることなく、「このカードは本当に必要?」「この金利で借りたらいくら返さなければいけないのかな?」と、しっかり考えてみましょう。

また、財布の中にあるカードについても、枚数は自分で管理できる範囲にし、使わないカードは解約するなど、今一度、確認・整理してはいかがでしょうか。

参考 偽造盗難カード預金者保護法* = 平成18年2月施行

* 偽造カード等及び盗難カード等を用いて行われる不正な機械式預貯金払戻し等からの預金者の保護等に関する法律

預貯金が盗難や偽造されたキャッシュカードで不正に引き出される事件の多発を受けて、預金者保護の観点から、不正に引き出された預貯金の補てん等について定めています。しかし、暗証番号をカードに書き込むなど預金者に重大な過失がある場合は補償されず、軽い過失が認められる場合にも不正に引き出された額の75%しか補償されません。引き続き、預金者自らがカードの管理に注意を払うことが大切です。

「契約はよく考えてからにしよう！」



その契約、大丈夫ですか？

ある日突然事業者が訪問してきて、消費者を不安な気持ちにさせて契約を迫る悪質商法。住宅リフォームをはじめとして、近年このような悪質商法が社会問題化しています。悪質商法から身を守るには様々な方法がありますが、まず契約というものをよく知っておかなければなりません。今回は悪質商法に引っかけられないためにも契約についてもう一度考えてみましょう。

● そもそも契約とは？

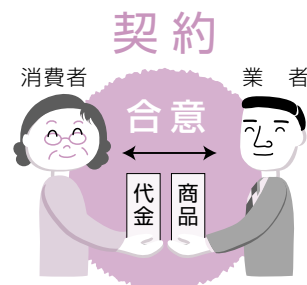
辞書では「①約束、約定。②対立する複数の意思表示の合致によって成立する法律行為」とあります。

つまり、契約とは約束であり、合意のことです。約束や合意なら双方がその内容を守るのは当然のことです。

一度「売ります」「買います」と約束してしまったのなら、当然、消費者は商品を受け取って、その代金の支払いをしなくてはなりませんし、事業者は代金を受け取って商品を引き渡さなくてはなりません。

契約は法律行為でもあるので、どちらかが合意内容を守らなければ、裁判所を通して強制することができるのです。

では、契約してしまったものをやめるためにはどうすればいいのでしょうか？



● 契約の解除

契約をやめることを「契約の解除」と言い、それには大きく3つの種類があります。

一つ目は法律によって解除の規定がされている場合。これを法定解除といいます。

二つ目は契約する時に解除についても当事者同士で決めておく場合。これは約定解除。

そして三つ目は当事者同士の合意によって解除する場合。これが合意解除です。

少しややこしくなりましたが、契約をやめるためには、法律で決められているか、事前に当事者間で決めておかないと、合意解除しか方法がないということです。

相手が悪質な事業者なら、後から契約をやめたいと思っても、合意してくれることはほとんどないか消費者にとって非常に不利な条件で解除するしかなくなってしまいます。

そのためにも、何かの契約をする時には慎重すぎるほどよく考えなくてはならないのです。

契約をやめる場合、3種類の解除のどれかになるのね。悪質業者は滅多に合意しないだろうし…やっぱり最初に契約する時に、よく考える事が大切ね。でも、どうしよう。

契約の解除

法定解除

法律による解除の規定

約定解除

契約時に当事者同士が定めた解除の規定

合意解除

当事者同士の合意による解除の規定

契約書

よく考えずに契約してしまってもあきらめないで！



● 消費者の味方、クーリング・オフ！

さて、ある日突然事業者が家に来たり、職場に電話が架かってきたりして、心の準備ができていないのに、商品を勧められると、適切な判断ができなくなるのは誰にでも起こりうることです。本当はそんなときでも冷静に良く考えて「いやなものはいりません！」ときっぱり断ることができればいいのですが、不安なことを言われたり、忙しくて慌てているときなどはそううまくいかないこともあるでしょう。

そういう時にこそ我々消費者の味方クーリング・オフ制度があるのです。

大丈夫!



● クーリング・オフ?

クーリング・オフとは、訪問販売など事業者から持ちかけられて契約した場合に、その契約が本当に必要かどうかを一定期間冷静になって考え、定められた期間内であれば無条件で契約を解除できる制度です。消費者から一方的に理由なく契約を解除することができ、一切の金銭負担も必要ありません。商品(消耗品を除く)を使用していたり、サービスを受けていても有効です。すでに終わってしまった工事もクーリング・オフをして代金を返してもらうことが出来ます。これは先に説明した法定解除に該当します。

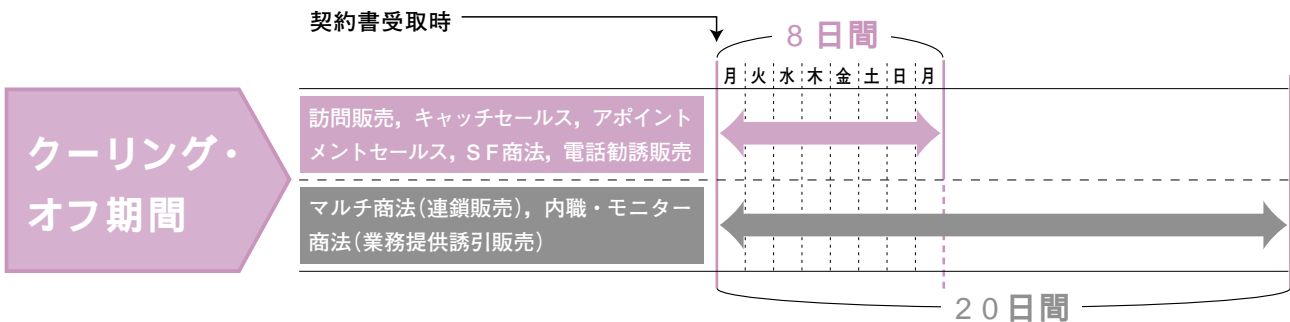
クーリング・オフをすることができる期間は、「クーリング・オフができますよ」と書かれてある契約書を受け取った日から数えて、訪問販売、キャッチセールス、アポイントメントセールス、SF商法、電話勧誘販売の場合は8日間、マルチ商法(連鎖販売)、内職・モニター商法(業務提供誘引販売)の場合は20日間と定められています。

● どうやってするの?

口頭でクーリング・オフを申し出ても、後から「聞いてない」と言われてクーリング・オフに応じない悪質な事業者もありますので、証拠を残しておくためにもクーリング・オフは必ず書面で行いましょう。ハガキに契約日や商品名と「この契約を解除します」という内容が書いてあればいいのです。解除する理由を書く必要はありません。(詳細は下の絵を参考にしてください)

ハガキのコピーを取るのを忘れずに、配達記録郵便で郵送しましょう。クーリング・オフ期間内に発送すれば、相手方に届くのが期間を過ぎてからでも大丈夫です。

契約をするときにはよく考えなければなりません。意に沿わない契約をしてしまった場合や解約について困ったことがあれば、あきらめないで市民生活センターまでご相談ください。



クーリング・オフ期間

訪問販売, キャッチセールス, アポイントメントセールス, SF商法, 電話勧誘販売

マルチ商法(連鎖販売), 内職・モニター商法(業務提供誘引販売)

8日間

月 火 水 木 金 土 日 月

20日間

配達記録郵便

(はがき)の書き方例

はがきの表裏をコピーし、配達記録郵便の受領書と一緒に保管しましょう。内容が複雑な場合は、内容証明郵便にする方法もあります。



□□□□□□□□

〇〇〇〇会社御中

〇〇〇〇〇〇

氏名 住所

年 月 日

右記日付の契約を解除します。

※解約理由を記載する必要は全くありません。

契約年月日
販売会社名
商品名及び金額
担当者名

実 施 報 告

～市民料理教室「京風おせち料理」～

京都の食文化を伝えるためには



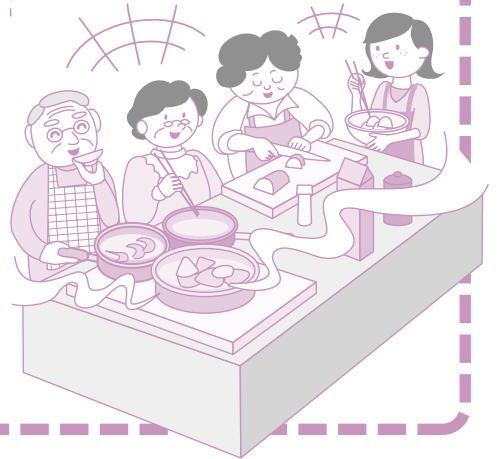
去る12月9、10日に京都水産協会(中央卸売市場第一市場内)と共催で実施しました「市民料理教室『京風おせち料理』」に多数のご参加をいただきまして、ありがとうございました。

京都料理専修学校 副校長 小川洸先生を講師にお迎えし、「棒だらと赤目芋の炊き合わせ」「ごまめ」「たたきごぼう」など伝統的な京風おせち料理について実習を行いました。また、紅白かまぼこを結んだり花形に切る方法や食材が美しく見える盛付など、普段の食事とは一味異なった料理となる工夫についても学びました。一方で、基本となる調味料(だし汁、しょうゆ、み

りん、料理酒など)について、量の比率を決めておき、味付けを決める際には「濃い」「薄い」で判断して、調味料を足す場合には同じ比率で調味料全体を加えるようにすれば味付けに失敗しないなど、毎日の調理に活用できるお話もありました。

また、小川先生の講義の中には、「子どもの頃に口にした料理は、例えその時に好きでなくても、きっと大人になってから食べたくなるものだ。逆に子どもの頃に食べたことがなければ、大人になってからも食べない。京都の伝統的な食文化を伝えていくためには、家庭において伝統的な料理を作り、子どもの頃から少しでも食べるようにする

ことが大切です。」とお話がありました。それを受けて、参加者の皆さんから「料理の大切さがよくわかった」「(今日の料理法を)家で試してみたい」「子どもたち次の世代につなげていければ」などという感想が寄せられ、京都の伝統的な食文化について考えるきっかけとなる教室になりました。



市民生活センター 相談のご案内

市民生活に関する相談
(市政に関する問合せなど)

TEL 256-2007

月～金

午前9時～正午
午後1時～5時

交通事故相談

(示談の方法・賠償額の算定など)

TEL 256-2140

法律相談

(弁護士による相談。面談のみ)

TEL 256-2007

月～金

午後1時30分～4時 先着順15名
当日午前9時から整理券配布
水曜日のみ予約制(電話可)

第2・4水

午後6時～8時
予約制12名(電話可)

消費者対象の教室、出前講座などの事業や、センターの御案内

TEL 256-1110

FAX 256-0801

消費生活相談 (訪問販売や
キャッチセールスなどで困ったときなど)

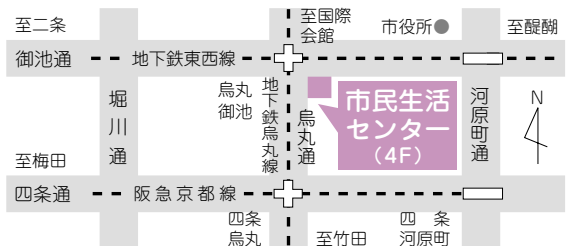
TEL 256-0800

月～金

午前9時～正午
午後1時～4時



いずれの相談も無料です。
お気軽にご相談ください。



■ 地下鉄「烏丸御池」駅下車「3-1、3-2出口」から地上へ出てすぐ
住 所 〒604-8186 中京区烏丸御池東南角
アーパネックス御池ビル西館4階
ホームページ <http://www.city.kyoto.jp/bunshi/soudan/>

休所日 土、日、祝日、年末年始(12月29日～1月3日)

週末の緊急時の消費生活相談は TEL 257-9002 へ 土・日(年末年始除く) 午前10時～午後4時

電話のみ

回 覧

してください

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|